



健取団の退団社(者)一覧表

○=事業者の諸事情による任意退団 ■=健取団からの勧告による退団又は改善不可による退団 ●=除名

※消費者トラブル未然防止上、概ね2年間は公表致します。 関係機関からの問い合わせについては詳細説明可。
また、卸業等の正会員以外でも、除名処分の場合は、本表に公表致します。

2024年4月1日 ~ 2025年4月30日 現在 (除名・脱退予定含む)				
正会員又は、準会員名	発生日	本社	販売形態	取扱商品等
該当社(者)無し				

- 2024年3月以前の退団(任意、除名勧告又は除名等)は別途となりますので健取団までお問い合わせ下さい。但し、上記の退団(任意、除名勧告又は除名等)事由については、関係機関からの要請のみお応え致します。
- 健取団を退団(任意、除名勧告又は除名等)した場合の誓約事項は、下記の通りですので、ご確認下さい。尚、下記の2~5については、不正使用した場合は、違法行為となりますので、健取団迄お知らせ下さい。

記

- 全国全ての消費者行政、消費生活センター、消費者団体、警察機関並びに、健取団の関係先などへ退団又は、除名処分した旨のお知らせを健取団より送付する。(健取団の会員ではない旨の公文書通知)
- 健取団の退団後は、健取団の名称使用は一切禁止にて、健取団が監修して発行している「法定書面(領収証・商品申込売買契約書)」、「健取団の安心サポート」(クリアファイル)、「安心のしおり」並びに、「販売員身分証明書」(返却する)は、除名処分日以降、一切の使用を禁止する。(著作権の侵害、不実告知などに抵触)尚、退団(任意、除名勧告又は除名等)した退団会員にある在庫の「法定書面(領収証・商品申込売買契約書)」及び、「安心のしおり」の全ては、退団会員が退団会員の責任を以て、速やかに廃棄して頂く。
- イベント会場内外に掲示している「加盟会社(加盟店)証、店舗の趣旨説明、往来自由、返品ご案内、健康食品に対する注意書き、環境美化」等の全てを広告物は退団会員の責任を以て、速やかに廃棄して使用不可とする。
- 健取団が監修した商品パンフレット、勧誘用チラシ並びに、各種印刷物については使用不可を前提とし、健取団の名称、監修記号番号、ホームページアドレスなどを削除して頂く。
(無断使用した場合は、名称の無断使用、著作権侵害、損害賠償などで訴訟の対象となり、健取団名を使用すると不実告知となるケースである。)
- 「販売員身分証明書」については、健取団へ速やかに返却すること。
- その他の厳守事項については、健取団の定款を厳守すること。